



# 宅地建物取引業法

## 改正



**改正宅地建物取引業法が  
平成27年4月1日から施行されました。**

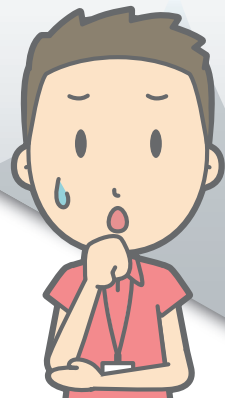
### 改正の主なポイント

1. 「宅地建物取引主任者」の名称が「宅地建物取引士」に変更されました。
2. 宅地建物取引士及び宅地建物取引業の欠格要件に「暴力団員等（暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、以下同じ）」及び「暴力団員等がその事業活動を支配する者」（宅地建物取引業のみ）が追加されました。（宅地建物取引業の欠格要件については、申請者本人、法人の場合の役員、政令で定める使用人が対象となります。）
3. 宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはいけません。
4. 宅地建物取引士は、業務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければなりません。
5. 宅地建物取引業者は、その従業員に対し、宅建業の業務を適正に実施するために必要な教育を行うよう努めなければなりません。

### 宅地建物取引士への名称変更に伴うご注意

現に交付されている「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」にみなされます。したがって従来の宅地建物取引主任者証は有効で、引き続き宅地建物取引士証として使用することができます。

ただし、希望があれば「宅地建物取引士証」への切り替えを申請することもできます。（再交付申請手数料4,500円。他に必要なものは、協会へお問い合わせ下さい。）



### 重要事項説明書・契約書について

重要事項説明書、契約書などの書式については、宅地建物取引士に変更して下さい。

## 宅地建物取引業者票修正について

事務所に掲出の「宅地建物取引業者票」の専任の取引主任者の氏名の箇所を修正する必要があります。

なお、会員の皆様方には、4月の発送物とともに、**業者票貼り付け用シール**をお送りしております。

〈業者票貼り付け用シール〉

**この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名**

宅地建物取引業者票	
免許証番号	徳島県知事( )第 号
免許有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の取引主任者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号( )

まだ修正されていない方は、シールを業者票の専任の主任者の氏名の欄に貼り付けて下さい。



バス走れ  
子等の声乗せ  
五月晴

古民家の  
壁落らたるや  
ほととぎす

風渡る  
谷間泳ぐや  
鯉のぼり



下板支部 東條 千恵  
(有美咲)



宅建俳壇